

平成28年1月14日

答申第658号

#### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、当該視聴者が以前開示を求めた「平成20年度～24年度の決算において訂正情報を公表することなく過年度の金額を訂正した内容（訂正科目、金額、訂正理由）が分かる内部文書」に対してNHKが開示した文書について、「開示請求内容とまったく異なるものだった」として、「① 当該開示文書の決裁承認した担当部、役職名、② 17年度～24年度の決算において訂正情報を公表することなく過年度の金額を訂正した内容（訂正科目、金額、訂正理由）が分かる内部文書」の開示の求めがあった。

NHKは、①の「決裁承認した担当部、役職名」は開示したが、②については文書が存在しないため開示することができないとした。

なお、情報提供として、「ご指摘のような未認識数理計算上の差異の虚偽計上や訂正の事実はない」としたうえで、NHKでは、退職給付会計導入時よりデータ等の基準日を貸借対照表日前の一定日とし、貸借対照表日の退職給付債務等を算出しており、算出された数理計算上の差異については当年度の注記に記載するとともに一定の年数で費用処理していること、この処理は導入時より現在に至るまで每期継続して行っていることを説明した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

#### 2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は存在せず開示することができない。

#### 3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

#### 4 審議の経過

平成28年1月14日（第231回審議委員会）

第679号諮問、審議、答申